

◎母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）〔抄〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（扶養義務の履行）</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（扶養義務の履行）</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずる<u>ように努めなければならない。</u></p>